

令和5年12月 1日 開会
令和5年12月20日 閉会
(定例会第10回)

大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第 189 号

令和 5 年第 10 回大山町議会定例会を次のとおり招集する

令和 5 年 11 月 27 日

大山町長 竹口 大紀

- 1 日 時 令和 5 年 12 月 1 日（金） 午前 10 時
- 2 場 所 大山町役場議場
- 3 付議事件 提出案件表のとおり

○開会日に応招した議員

| | |
|---------|-----------|
| 小 谷 英 介 | 西 本 憲 人 |
| 豊 哲 也 | 島 田 一 恵 |
| 池 田 幸 恵 | 門 脇 輝 明 |
| 大 原 広 巳 | 大 杖 正 彦 |
| 大 森 正 治 | 杉 谷 洋 一 |
| 近 藤 大 介 | 吉 原 美 智 恵 |
| 岡 田 聰 | 野 口 俊 明 |
| 米 本 隆 記 | |

○応招しなかった議員

なし

第 10 回 大 山 町 議 会 定 例 会 議 録 (第 1 日)

令和 5 年 12 月 1 日 (金 曜 日)

議 事 日 程

令和 5 年 12 月 1 日 午前 10 時開会(開議)

- 1 開会 (開議) 宣告
- 2 議事日程の報告
 - 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 2 会期の決定について
 - 日程第 3 諸般の報告
 - 日程第 4 議案第 137 号 大山町アウトドアライフ事業促進施設の設置及び管理に関する条例の制定について
 - 日程第 5 議案第 138 号 大山町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
 - 日程第 6 議案第 139 号 機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
 - 日程第 7 議案第 140 号 大山町職員定数条例の一部を改正する条例について
 - 日程第 8 議案第 141 号 大山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
 - 日程第 9 議案第 142 号 大山町特別会計条例の一部を改正する条例について
 - 日程第 10 議案第 143 号 大山町児童館条例の一部を改正する条例について
 - 日程第 11 議案第 144 号 大山町水道事業の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例について
 - 日程第 12 議案第 145 号 公の施設の指定管理者の指定について
(大山町立ふるさとフォーラムなかやまいきいき倶楽部大山町福祉センターなかやま)
 - 日程第 13 議案第 146 号 公の施設の指定管理者の指定について
(大山町保健福祉センターだいせん)
 - 日程第 14 議案第 147 号 公の施設の指定管理者の指定について
(大山町ふるさとフォーラムなかやまふれあい倶楽部)
 - 日程第 15 議案第 148 号 令和 5 年度大山町一般会計補正予算 (第 8 号)
 - 日程第 16 議案第 149 号 令和 5 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算
(第 2 号)
 - 日程第 17 議案第 150 号 令和 5 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算

- (第3号)
- 日程第18 議案第151号 令和5年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算
(第4号)
- 日程第19 議案第152号 令和5年度大山町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第20 議案第153号 令和5年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第5号)
- 日程第21 議案第154号 令和5年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算
(第3号)
- 日程第22 議案第155号 令和5年度大山町風力発電事業特別会計補正予算
(第1号)
- 日程第23 議案第156号 令和5年度大山町水道事業会計補正予算(第4号)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

| | |
|----------|----------|
| 1番 小谷英介 | 2番 西本憲人 |
| 3番 豊哲也 | 4番 島田一恵 |
| 6番 池田幸恵 | 7番 門脇輝明 |
| 8番 大原広巳 | 9番 大杖正彦 |
| 10番 大森正治 | 11番 杉谷洋一 |
| 12番 近藤大介 | 14番 岡田聰 |
| 15番 野口俊明 | 16番 米本隆記 |

欠席議員(1名)

13番 吉原美智恵

欠員(1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長 …………… 野間 光 書記 …………… 三谷輝義

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 竹口大紀 教育長 …………… 鷲見寛幸

午前 10 時開会

○議長（米本 隆記君） 皆さん、おはようございます。12 月定例会よろしくお願いたします。

開会に当たりまして、町民の皆様には議員討論会の開催についてご案内をいたします。

討論会のテーマは、「人口減少における本町の町づくりは」です。

討論会の期日は、12 月 18 日月曜日の午後 1 時 30 分から、2 時間程度を予定しています。当日は大山チャンネルとユーチューブで生中継いたしますが、議場への傍聴にもぜひおいでいただきますようお知らせいたします。

○議会事務局長（野間 光君） 互礼を行いますので、ご起立下さい。一同礼。着席してください。

開会宣告

○議長（米本 隆記君） ただいまの出席議員は 14 人です。

なお、本日の会議には、13 番 吉原美智恵議員から、欠席の届出が出ていますので、ご報告いたします。

定足数に達しておりますので、令和 5 年第 10 回大山町議会定例会を開会します。

10 番 大森議員から発言の申出がありますので、これを許します。大森議員。

○議員（10 番 大森 正治君） 失礼します。

私のほうからですけれども、9 月定例会最終日の討論におきまして、私が行いました反対討論の内容に不正確な部分がありましたので、この場を借りて訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

令和 4 年度一般会計決算の認定についての反対討論の中で、個人情報保護条例に言及した部分に正確さを欠いた部分がありました。そのために、ここの個人情報保護条例に違反し、その部分について削除し、訂正させていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（米本 隆記君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（米本 隆記君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、14 番 岡田 聡議員、15 番 野口俊明議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（米本 隆記君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月20日までの20日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月20日までの20日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（米本 隆記君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、本会期中の会議に説明のために出席を求めた者の職・氏名は、お手元に配布の議案説明員報告書のとおりであります。

次に、監査委員から、お手元に配付のとおり、例月出納検査結果の報告がありました。検査資料は、事務局にありますので閲覧してください。

本日まで受理した陳情は、配付しました文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

本定例会に町長から提出された議案は、提出案件表のとおりであります。

次に町長から、政務報告につづき報告第22号 長期継続契約締結の報告についてまで、計5件の報告の申し出があります。

これを許します。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 皆さんおはようございます。

本日から12月定例議会、よろしくお願いいたします。

なお、本日、副町長と議会の吉原議員ですけれども、大山町の代表として、今姉妹都市でありますテメキュラに町の代表として訪問をしてもらっていますので、本日は欠席となりますが、12月5日以降の本会議には出席予定ですので、よろしくお願いいたします。

それでは、令和5年12月定例議会におけます政務報告として、9月定例議会以降における各種事務事業の取組み状況について、その主なものをご報告いたします。

まず総務課関係の職員採用試験についてです。令和5年度第2回大山町職員採用試験を11月19日に実施し、一般事務3名の採用を決定いたしました。

次に、大山町総合防災訓練についてです。10月22日に、地震、津波発生を想定し、大山消防署、琴浦大山警察署及び町建設業協議会の協力と20集落の参加のもと、地震発生時及び応急段階における災害対策本部運営、住民避難および情報伝達訓練を実施しました。

次に、徳島県町村会との交流事業についてです。11月28日、29日に鳥取県町村会と徳島県町村会との危機事象発生時相互応援協定に基づく交流事業を、本町幹事のもと実施し、有意義な意見交換をすることができました。

続きまして、観光課関係の観光イベント等についてです。

9月定例会以降に行われたイベントでは、9月23日・24日に大山農業者トレーニングセンターを会場に行われた大山町アウトドアPRイベントに約3,600人が来場、10月15日には秋の大山一斉清掃があり、50団体で約450人のボランティアが参加、11月3日には中山トレセンを会場に、4年ぶりとなる中山わいわいフェスティバルが行われ、約2,500人の来場でにぎわいました。

次に、日本遺産についてです。日本遺産に関して、9月30日には日本遺産構成文化財・大山博労座駐車場を会場に、日本遺産のストーリーを紹介し、活用を図る一環のイベント事業として「牛馬の聖地 大山ドリームカーフェスタ」が開催され、約1万人の参加があり大変にぎわいました。また、11月4日、5日に東京都で開催された「日本遺産フェスティバル in 桑都・八王子」に公開講座での発表、展示・体験ブース出展をいたしました。参加者が4万人にのぼるイベントにて「地藏信仰が育んだ日本最大の大山牛馬市」のストーリーの周知等を行いました。

次に、文化財の公開・活用についてです。10月28日、29日の大山町総合文化祭の特別展として「大山の歴史を守り伝える営み展～日本遺産と文化財～」を行いました。大神山神社奥宮の屋根等修理工事に関して竹釘打ち体験コーナー設置等、大山信仰の歴史や町の文化財保護の取り組みについての周知を行いました。

11月3日から11月6日にかけて国指定重要文化財門脇家住宅の秋季公開見学会として、一般公開と特別展、二胡のミニコンサートが行われ、期間中に約440人の来場がありました。

続きまして、社会教育課関係のねんりんピックリハーサル大会の開催についてです。10月8日に、ねんりんピックサイクリング交流大会リハーサル大会を名和総合運動公園発着で開催しました。当日は、152名の参加があり、海から山までの全長約77kmコースで大山町の自然や食を満喫いただきました。

リハーサル大会の反省を踏まえ、来年10月20日に町内で開催される本大会の成功に向けて準備を整えていきたいと思えます。

次に、友好親善交流都市との交流事業についてです。大山町の友好親善交流都市であります、韓国・襄陽郡との交流事業を4年ぶりに再開し、10月3日～6日、襄陽郡最大のイベント「松茸まつり」を訪問し、交流の再開を喜ぶとともにその深化を確認いたしました。引き続き、友好親善交流を進めてまいりたいと思えます。

次に、文化祭の実施についてです。第16回大山町総合文化祭を10月28日・29日に大山農業者トレーニングセンターを主会場に開催しました。今年度は、コロナ禍以前の

開催内容とし、作品展示、ステージ発表への参加や物販などでの出店にご協力をいただき、2日間で3,000人にご来場いただき盛会となりました。

続きまして報告第19号から21号、議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項に係る報告について説明いたします。

本報告は、「議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定について」の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告するものであります。

詳細については、お手元に配付しております報告書のとおりであります。

続きまして、報告第22号 長期継続契約締結の報告については、大山町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第4条の規定に基づき、委託契約等を締結いたしましたので、議会にご報告するものであります。

契約の内容等につきましては、お手元に配付しております「長期継続契約締結報告書」のとおりであります。

以上で、報告の説明を終わります。

○議長（米本 隆記君） これで諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第137号～日程第11 議案第144号

○議長（米本 隆記君） 日程第4、議案第137号 大山町アウトドアライフ事業促進施設の設置及び管理に関する条例の制定についてから、日程第11、議案第144号 大山町水道事業の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例についてまでの8件を一括議題とします

提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第137号 大山町アウトドアライフ事業促進施設の設置及び管理に関する条例の制定については、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、設置及び管理に関する事項について定めるもので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、本条例の施行は、令和7年11月1日としております。

続きまして、議案第138号 大山町下水道事業の設置等に関する条例の制定については、本町の下水道事業であります農業集落排水事業並びに公共下水道事業の各特別会計について、地方公営企業法に規定する財務規定を適用するため、条例の制定を行うとともに、関連条例の改廃を行うもので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、本条例の施行は、令和6年4月1日としております。

続きまして、議案第139号 機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につ

いて、説明いたします。

本案は、公民館と地域が深く連携し、活力あるまちづくりを促進する体制、商工振興と経済政策を一体的に推進する体制及び中山・大山支所窓口業務を統括する体制を構築するため、条例を制定するものであります。

本条例の施行は、令和6年4月1日としております。

続きまして、議案第140号 大山町職員定数条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

本案は、職員の全体総数を変更せず、これまでの部局間の事務移管、今後の業務量及びパートタイムの再任用職員の退職等を勘案し、町長部局、教育委員会部局及び農業委員会部局それぞれの定数を調整するため、条例を一部改正するものであります。

本条例の施行は、公布の日としております。

続きまして、議案第141号 大山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

本案は、柔軟で多様な勤務形態の選択肢を用意することで、職員がその能力を十分に発揮し、高い意識をもって効率的に勤務できる環境を整備し、公務能率の向上及びワーク・ライフ・バランスの推進を図ることを目的として、変形労働時間制を導入するため、条例を一部改正するものであります。

本条例の施行は、令和6年4月1日としております。

続きまして、議案第142号 大山町特別会計条例の一部を改正する条例については、本町の下水道事業であります農業集落排水事業並びに公共下水道事業の各特別会計について、地方公営企業法に規定する財務規定を適用するため、条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、本条例の施行は、令和6年4月1日としております。

続きまして、議案第143号 本案は、大山町児童館条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

令和6年4月1日に下田中児童館が中山ふれあいセンター敷地内へ新築移転することに合わせ、同児童館と同センターの複合施設化による名称同一化を図ると共に、優しいイメージを持つ「ふれあい児童館」に改称するものです。

なお、この条例は令和6年4月1日から施行することとしています。

続きまして、議案第144号 大山町水道事業の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例については、大山町水道料金審議会の答申を踏まえて、水道使用料の改定を行うため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、本条例の施行は、令和6年4月1日としております。

以上で提案理由の説明を終わります。

日程第 12 議案第 145 号 ~ 日程第 14 議案第 147 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 12、議案第 145 号 公の施設の指定管理者の指定について（大山町立ふるさとフォーラムなかやまいきいき倶楽部大山町福祉センターなかやま）から、日程第 14 議案第 147 号 公の施設の指定管理者の指定について（大山町ふるさとフォーラムなかやまふれあい倶楽部）までの 3 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案第 145 号から 147 号 公の施設の指定管理者の指定についての提案理由についてご説明いたします。

本案は、大山町立ふるさとフォーラムなかやまいきいき倶楽部福祉センターなかやま、大山町保健福祉センターだいせん、大山町ふるさとフォーラムなかやまふれあい倶楽部の管理について、指定管理者の指定を行うため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

本施設は、契約期間が令和 6 年 3 月 31 日をもって終了することから、あらためて今後 5 年間の指定管理者として指名し、大山町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第 5 条に基づき、指定管理者候補者選定委員会での審査を経て、本議会に提案するものであります。

指定理由はお手元の資料のとおりです。

指定管理の期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間としております。

以上で提案理由の説明を終わります。

日程第 15 議案第 148 号 ~ 日程第 23 議案第 156 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 15、議案第 148 号 令和 5 年度大山町一般会計補正予算（第 8 号）から日程第 23、議案第 156 号 令和 5 年度大山町水道事業会計補正予算（第 4 号）までの 9 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案第 148 号 令和 5 年度大山町一般会計補正予算（第 8 号）について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、店舗が不足している地域において必要な食料を中心とした生活物資を供給する取組を支援する『中山間地域買物支援事業費補助金』や、短期英語留学プログラムに係る打ち合わせ経費などの新規計上、『介護・訓練等給付費』や『特別医療費』の追加など、既定の事業内容の変更又は追加の必要が出て来たことなどにより、予算の過不足を調整するため、既定の予算の総額に 6,968 万 4,000 円を追加し、総額を 120 億 8,892 万 9,000 円とするものであります。

続きまして議案第 149 号 令和 5 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算（第 2

号)については、修繕料の増額が主なもので、既定の歳入歳出予算に 202 万 2,000 円を追加し、予算総額を 2,768 万 6,000 円とするものです。

続きまして議案第 150 号 令和 5 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)については、既定の歳入歳出予算からそれぞれ 4,660 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、21 億 1,144 万 5,000 円とするものです。

歳入につきましては、国民健康保険税の減額並びに基金繰入金の増額が主なものです。

歳出につきましては、国の制度改正に伴うシステム改修委託料の増額が主なものです。

続きまして議案第 151 号 令和 5 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第 4 号)については、歳出として、名和診療所の光熱水費の増額が主なもので、既定の歳入歳出予算に、20 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、3 億 5,219 万 6,000 円とするものです。

続きまして議案第 152 号 令和 5 年度大山町介護保険特別会計補正予算(第 3 号)については、介護給付費等償還金の増額が主なもので、既定の歳入歳出予算にそれぞれ 3,918 万 9,000 円を増額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ、23 億 6,389 万 2,000 円とするものです。

続きまして議案第 153 号 令和 5 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 5 号)については、予備費の増額が主なもので、既定の歳入歳出予算に 250 万 5,000 円を追加し、予算総額を 5 億 4,240 万 4,000 円とするものです。

続きまして議案第 154 号 令和 5 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)については、名和处理区管路施設工事の減額が主なもので、既定の歳入歳出予算から 2,489 万 8,000 円を減額し、予算総額を 4 億 5,488 万 8,000 円とするものです。

続きまして議案第 155 号 令和 5 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算(第 1 号)については、電気代高騰に伴う光熱水費の増額及び売電収入の減による積立金の減額が主なもので、既定の歳入歳出予算から 100 万円を減額し、予算総額を 3,863 万 6,000 円とするものです。

続きまして、議案第 156 号 令和 5 年度大山町水道事業会計補正予算(第 4 号)については、中山地区水道管路緊急改善工事の増額が主なもので、収益的支出を 66 万 6,000 円、資本的収入を 5,112 万 1,000 円、資本的支出を 5,121 万円それぞれ追加するものです。

以上で提案理由の説明を終わります。

散会報告

○議長(米本 隆記君) 以上で、本日の日程は終了しました。

次会は、明日 12 月 5 日に会議を開き、議案についての質疑を行いますので、定刻午前 9 時 30 分までに本議場に集合してください。

本日はこれで散会します。

午前 10 時 27 分散会